



修善寺町外3町合併協議会

No.3

平成15年4月1日号

合併協議会だより

修善寺町

土肥町

天城湯ヶ島町

中伊豆町

合併協議会のホームページ <http://www.shuzenji.kyogikai.mishima.shizuoka.jp/gappei/>

新市の名称は **伊豆市** に決定!!

平成15年2月7日から2月28日まで募集した新市の名称には、地域や全国のみなさまから2,759件の応募をいただきました。この中から3月5日の新市名称等選定小委員会にて「伊豆」「いず」「中伊豆」「伊豆中央」の4点に候補を絞り、合併協議会に報告・提出されました。この候補案から3月19日の第5回合併協議会において、委員の全会一致により、新市の名称として「伊豆市」を決定しました。

「伊豆市」決定について、知名度が高いものである。地域で最初の合併であり将来のさらなる合併による「伊豆は一つ」を目指すうえでも志が高く、夢のもてる名称である。4町の人々が等しく愛着をもてる。などの選定理由が上げられます。

この決定により、平成16年3月31日から修善寺町、土肥町、天城湯ヶ島町及び中伊豆町の全区域は、伊豆市となります。

平成16年10月31日まで在任特例を適用 4町の議員が新市の議員としてスタート!!

～ 議会の議員定数は協議中 ～

2月19日の合併協議会に提出された「議会の議員の定数及び任期の取扱い」について、合併特例法の在任特例を適用し、現4町の議員57人が新市議員として平成17年4月末まで在任する提案に、委員から異議が出されました。3月5日の合併協議会で議会選出委員の提案により、町長委員と学識経験者の選出委員により協議した案を尊重することで承認され、議会選出委員(議長委員も含む。)を除いた委員で別に審議を行い、当初の提出案を修正することでまとめられました。その結果、新市発足後に旧4町の決算を見とどけられる「平成16年10月31日まで」とする修正案が出され、合併協議会で決定されました。

また、新市発足後の最初の一般選挙から選出される議会議員の定数について3月5日に追加提案され、法定の26人以下で協議が続いています(平成15年3月19日時点)

3月5日(水)天城湯ヶ島町
第四回合併協議会

報告事項

第八号 第二回新市名称及び事務所の位置選定小委員会の会議結果について

新市名称公募状況の報告

応募総数二千七百五十九件、うち有効件数二千七百十六件(一般応募二千三百五十二件、四町中高生三百六十四件)、名称の種類六十五種類(会報四頁参照)

新市名称選定について

資料をもとに五点以内で候補を選定。「新市にふさわしい名称」として四点「伊豆」「いず」「中伊豆」「伊豆中央」を選びました。名付け親賞の決定について
新市名称の決定後、次回の小委員会にて抽選を行い、協議会に報告することとしました。

協議事項

第十号 新市の名称について
新市の名称の候補「伊豆」「いず」「中伊豆」「伊豆中央」の四点が提案されました。

第十七号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

市町村の合併の特例に関する法律第七条第一号の規定を適用し、平成十六年十月三十一日まで、引き続き新市の議員として在任する修正案が決定しました。

また、新市の議員の定数を二十六人以内で合併協議会で協議した

第4回合併協議会の次第

- 1 報告事項
 - (8) 第2回新市名称及び事務所の位置選定小委員会の会議結果について
- 2 協議事項
 - (10) 新市の名称について
 - (17) 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて
 - (18) 姉妹都市、国際交流事業について
- 3 新規提案事項
 - (19) 特別職の身分の取扱いについて
 - (20) 一般職の職員の身分の取扱いについて
 - (21) 条例、規則等の取扱いについて
 - (22) 慣行の取扱いについて
 - (23) 平成15年度修善寺町外3町合併協議会予算について
- 3 その他
 - 今後の日程について

人数とする案が追加提出されました。

第十八号 姉妹都市、国際交流事業について

姉妹都市事業については、当面現行のとおりとし、新市において相手の意向を確認し交流等の締結を行うこと、国際交流事業についても、当面現行のとおりとし、新市において早い時期に統一することが決定しました。

新規提案事項

第十九号 特別職の身分の取扱いについて

特別職及び行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法に特別の定めのある場合は、その規定を適用し、当該規定のない場合は新市において新たに選任する。また、新市の職務執行者について

は、四町の長が別に協議して定めるといふ案が提出、決定しました。

職務執行者：新たに普通地方公共団体の設置がある場合、従来、関係市町村の長たる者又は長であつた者の中から、新市の長が選挙されるまでの間、長の職務を行うもの（地方自治法施行令の一の二）。

第二十号 一般職の職員の身分の取扱いについて

修善寺町、土肥町、天城湯ヶ島町及び中伊豆町の一般職の職員は、新市の職員として引き継ぐものとする。

職員数については、類似団体の定員を目標に、定員管理の適正化に努める。

職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し統一を図る。

給与については、職員の処遇

及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。

以上の四点の案が提出され、決定しました。

第二十一号 条例、規則等の取扱いについて

条例、規則等については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新市における事務事業の支障がないよう整備するものとする案が提出され、決定しました。

第二十二号 慣行の取扱いについて

市章 市の木、花、鳥 市民憲章、宣言については、新市において新たに定めるものとする案が提出され、決定しました。

第二十三号 平成十五年度修善寺町外三町合併協議会予算について

修善寺町外三町合併協議会の平成十五年度予算について、歳入歳出の予算総額を四千万二千円とする予算案が提出され、承認されました。

その他

次回協議会を三月十九日に、第六回協議会を四月二日に、ともに修善寺町総合会館で開催することを確認しました。

3月19日（水） 修善寺町

第五回合併協議会

報告事項

第九号 新市建設計画等策定小委員会

の会議結果について
第三回、第四回の小委員会では

ちづくりの基本や将来像について検討し、新市将来像について「人あつたか、まちいきいき、自然つやつや伊豆市」世代を超えて支えあい、創造を湧き起こすまち」が決定しました。

協議事項

第十号 新市の名称について
新市の名称について、前回報告された「伊豆」「いず」「中伊豆」「伊豆中央」の四点から、全会一致で「伊豆」を新市の名称として決定しました。

第十二号 新市建設計画（将来構想策定）について
新市の将来構想を取りまとめた

「新市まちづくりビジョン」が報告提出され、決定しました。

第十七号 議会の議員の定数及び任期の取扱い（定数のみ）について
新市の議会の議員の定数は、二十二人とする案と、二十二人とする案が出されましたが、これらの意見を含め、定数については、次回協議会まで継続協議することとなりました。

新規提案事項

第二十四号 各種事務事業の取扱い（広報広聴関係事業）について
広報紙については、毎月一日に一回発行し、配布方法については、新市において一年以内に統一する。

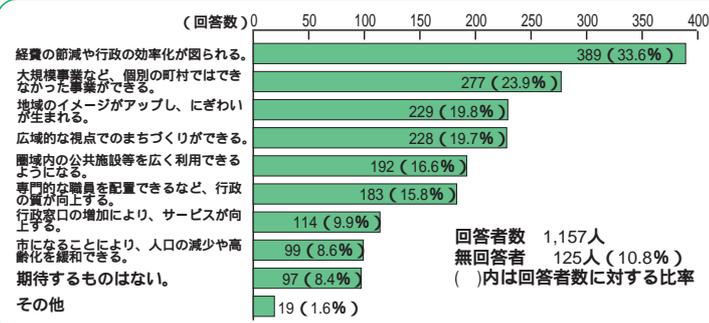
町民カレンダーについては、廃止して広報紙へ月別カレンダー

第5回合併協議会の次第

- 1 報告事項
 - (9) 新市建設計画等策定小委員会の会議結果について
- 2 協議事項
 - (10) 新市の名称について
 - (12) 新市建設計画（将来構想策定）について
 - (17) 議会の議員の定数及び任期の取扱い（定数のみ）について
- 3 新規提案事項
 - (24) 各種事務事業の取扱い（広報広聴関係事業）について
 - (25) 各種事務事業の取扱い（消防水防防災関係事業）について
 - (27) 各種事務事業の取扱い（都市計画関係事業）について
 - (26) 各種事務事業の取扱い（自治会・行政連絡機構）について
- 4 その他
 - 今後の日程確認

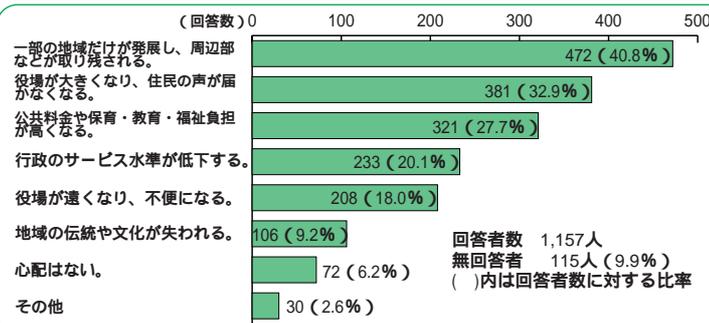
合併に関するアンケート結果

平成15年1月27日から2月7日まで4町に住んでいる満16歳以上の男女2,500人を無作為抽出して合併に関するアンケート調査を行いました。その結果がまとめ、その中から合併への期待や心配、合併後のまちづくりについての回答結果をご紹介します。



問 合併に期待することは次のどれですか。(2つ以内回答)

合併に対する期待としては、経費節減や効率化といった行財政改革の実現を期待する声が多く、次に大規模事業への期待や地域のイメージアップなど都市のスケールメリットを活かしたまちづくりに期待するもの、公共施設の利用、行政サービスの向上など生活の利便性や暮らしやすさに期待する意見が多くなっています。その他の意見としては、住民負担の軽減や新たな行政サービスの発展に期待する声がありました。(左グラフ参照)

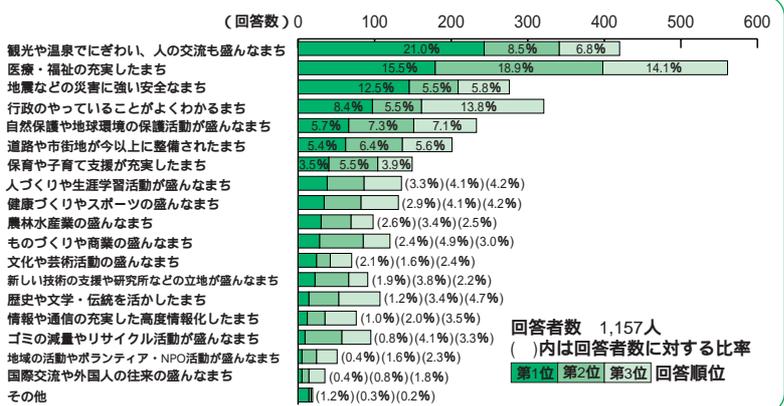


問 合併で心配に思うことは次のどれですか。(2つ以内回答)

合併への不安については、「一部の地域だけが発展し、周辺部などが取り残される。」と感じている住民が回答者1,157人の内40.8%となり、行政区画が広がることによって新市内の地域格差が広がることに懸念を示している人が最も多くなっています。次に「役場が大きくなり、住民の声が届かなくなる。」「行政サービス水準が低下する。」といった行政側への不安や、公共料金や保育などの各種負担が上がるのではといった新たな負担への心配が上位を占めています。(左グラフ参照)

問 4町が合併するとしたら、将来的にはどのようなになってゆけばよいと思われますか。(3つ選択)

4町合併後のまちづくりについて住民が最も重要視する項目として、4町の基幹産業である観光面での活性化を望む声が多くなりました。しかし、3つの回答の第3位までを含めた全体の回答では、医療や福祉、防災などの生活に身近な分野のまちづくりの充実が求められています。また「行政のやっていることがよくわかるまち」が上位にきており、新市においては一層の行財政の効率化、行政サービスの向上とともに情報公開や住民参加のための施策が求められています。将来のまちづくりには、こうした住民ニーズを施策に反映させることが重要と考えられます。(右グラフ参照)



第二十六号 各種事務事業の取扱い(都市計画関係事業)について

都市計画区域及び都市計画マスタープランについて、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

第二十五号 各種事務事業の取扱い(消防水防防災関係事業)について

消防・水防・防災については、地域の特性を考慮し、地域防災計画を合併後一年以内に新市において作成し、緊急性を要するものについては、合併までに調整する案が提出され、決定しました。

常備消防業務と消防団については、協定項目の「一部事務組合等の取扱い」と「消防団の取扱い」で協議する予定です。

協定項目「広報公聴関係事業」の「公聴」について、合併協議会にて「公聴」として訂正させていただきます。

新市において、ケーブルテレビ等の新たな広報方法を検討する。以上の六つの案が提出され、決定しました。

を掲載し、その他の広報については現行のとおりとする。

ホームページについては、新市開設までに現行のホームページを活用し、新市のホームページを作成する。

市勢要覧については、新市において作成する。ただし、普及版については合併時に作成する。

広聴については、市民の意見を広く聴けるシステムを新市において構築する。

第六回の協議会を四月二日に修善寺町総合会館で、第七回の協議会を四月十六日に修善寺町生いきプラザで、開催することを確認しました。

自治会・行政連絡機構については、現状のまま移行し、旧町の総合調整を行う組織を合併時までに検討する。また、区長報酬等は、合併時に統一するという案が提出され、決定しました。

その他

第二十七号 各種事務事業の取扱い(自治会・行政連絡機構)について

自治会・行政連絡機構については、現状のまま移行し、旧町の総合調整を行う組織を合併時までに検討する。また、区長報酬等は、合併時に統一するという案が提出され、決定しました。

土地利用指導要綱については、合併時に統一する。以上の三点の案が提出され、決定しました。



合併協定項目一覧表

は決定された項目、 は提出された項目、 は協議中
(小委員会付託案件も含む。)項目です。

【平成15年3月19日時点】

- 1 合併の方式
- 2 合併の期日
- 3 新市の名称
- 4 新市の事務所の位置
- 5 財産、債務の取扱い
- 6 議会の議員の定数及び任期の取扱い
- 7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
- 8 地方税の取扱い
- 9 一般職の職員の身分の取扱い
- 10 特別職の身分の取扱い
- 11 条例、規則等の取扱い
- 12 事務組織及び機構の取扱い
- 13 一部事務組合等の取扱い
- 14 使用料、手数料等の取扱い
- 15 公共的団体等の取扱い
- 16 補助金、交付金等の取扱い
- 17 町名・字名の取扱い
- 18 慣行の取扱い
- 19 国民健康保険事業の取扱い
- 20 介護保険事業の取扱い
- 21 消防団の取扱い
- 22 公の施設の取扱い

23 各種事務事業の取扱い

- 1 姉妹都市・国際交流事業
- 2 電算システム事業
- 3 広報広聴関係事業
- 4 消防水防災関係事業
- 5 交通関係事業
- 6 自治会・行政連絡機構
- 7 都市計画関係事業
- 8 保健衛生事業
- 10 福祉関係事業
- 11 環境対策事業
- 12 農林水産関係事業
- 13 観光、商工関係事業
- 14 建設(港湾)関係事業
- 15 上下水道事業
- 16 学校教育事業
- 17 社会教育(生涯学習)事業
- 18 公社、第三セクター等の扱い
- 19 その他の事業

24 新市建設計画

新市名称公募集計結果

平成15年2月7日から2月28日まで実施した新市の名称募集には、皆さまから多数の応募をいただきました。ありがとうございました。

- | | | | |
|---------|--------|--------------|--------|
| 1 応募総数 | 2,759件 | 5 応募者居住地 | |
| 2 応募の内訳 | | 構成4町内 | 2,163件 |
| はがき | 795件 | その他 | 553件 |
| 封書 | 178件 | 合計 | 2,716件 |
| 応募箱 | 1,379件 | 6 年代別(10歳単位) | |
| 4町内中高生 | 364件 | | |

(各学校取りまとめ分)

- | | |
|---------|--------|
| 無効 | 43件 |
| 合計 | 2,759件 |
| (内有効件数) | 2,716件 |

- | | |
|----------|--------|
| 3 応募者男女比 | |
| 男性 | 1,545件 |
| 女性 | 1,171件 |
| 合計 | 2,716件 |

- | | |
|------------|-------|
| 4 応募名称案の種類 | 625種類 |
|------------|-------|

7 応募名称(多数順:上位50位)

順位	新市名称	ふりがな	件数	順位	新市名称	ふりがな	件数
1	伊豆	いず	672	26	踊り子	おどりこ	10
2	中伊豆	なかいず	200	27	伊豆の国	いずのくに	9
3	伊豆中央	いずちゅうおう	157	28	伊豆湯	いずゆ	9
4	修善寺	しゅぜんじ	126	29	山海	さんかい	8
5	天城	あまぎ	113	30	天城修善寺	あまぎしゅぜんじ	7
6	狩野	かの	69	31	伊豆海	いずみ	7
7	伊豆中	いずなか	65	32	いでゆ	いでゆ	7
8	伊豆天城	いずあまぎ	62	33	田方南部	たがたなんぶ	7
9	伊豆美	いずみ	52	34	湯の郷	ゆのさと	7
10	いず	いず	40	35	わさび	わさび	7
11	田方	たがた	30	36	温泉	おんせん	6
12	なかいず	なかいず	23	37	しゅぜんじ	しゅぜんじ	6
13	狩野川	かのがわ	22	38	なかいづ	なかいづ	6
14	新伊豆	しんいず	22	39	いずなか	いずなか	5
15	伊豆修善寺	いずしゅぜんじ	21	40	伊豆湯の国	いずゆのくに	5
16	中豆	ちゅうず	20	41	いのし	いのし	5
17	あまぎ	あまぎ	18	42	海山	かいざん	5
18	いづ	いづ	15	43	かの	かの	5
19	南田方	みなみたがた	14	44	修禅寺	しゅぜんじ	5
20	伊豆田方	いずたがた	13	45	たがた	たがた	5
21	大伊豆	おおいず	13	46	田方南	たがたみなみ	5
22	駿河	するが	13	47	なか伊豆	なかいず	5
23	北伊豆	きたいず	11	48	西伊豆	にしいず	5
24	湯の国	ゆのくに	11	49	富士見	ふじみ	5
25	伊豆温泉	いずおんせん	10	50	みどり	みどり	5

名付け親賞は、「伊豆市」に応募された方の中から、4月2日に抽選を行い合併協議会で当選者の発表をします。

●●●●●修善寺町外3町合併協議会を傍聴してみませんか●●●●●

合併協議会は、8月まで隔週ペースで開催いたします。会場は2週間前には決定します。
新たなまちづくりの協議に関心のある方は、ぜひ傍聴してください。

- 4月2日(水)午後1時30分～ 修善寺町総合会館2階研修室
4月16日(水)午後1時30分～ 修善寺町生きいきプラザ1階ホール
5月7日(水)午後1時30分～ 会場は未定

傍聴を希望の方は、協議会の開会予定時刻の20分前までに、会場受付にてお申込みください。



発行部数：13,600部
配布先：修善寺町・土肥町・天城湯ヶ島町・
中伊豆町
印刷：有限会社 修善寺印刷所

【発行・編集】 修善寺町外3町合併協議会事務局
〒410-2416 静岡県田方郡修善寺町修善寺307 NTT修善寺ビル1F
Tel 0558 74 3066(代表) Fax 0558 74 3067
E-mail gappei@shuzenji.kyogikai.mishima.shizuoka.jp
URL : http://www.shuzenji.kyogikai.mishima.shizuoka.jp/gappei/